福岡県規則第三十一号

平成 千九百六十九号 + 年 五月二 一 五日

000円」

を

<u>-</u>

[00円]

ĺĆ

六

九〇〇円」

を _

t

00円

ビ

増

刊 (1) に改め、

規

則

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福祉総務課

規

則

第

二十一号

目

次

福岡 |県災害救助法施行細則の 部を改正する規則を制定し、 ここに公布する。

平成二十一年五月二十五日

麻 生

渡

福岡県知

福岡県災害救助法施行細則の 部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則 (昭和四十年福岡県規則第四十四号) の 部を次のように

00 改正する。 七、三〇〇円」を「七、四〇〇円」に、「二八、六〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に、 三〇〇円」を「三九、九〇〇円」に、「四九、八〇〇円」を「五〇、五〇〇円」 五〇〇円」 別表第一 同表四の項③アの表中「一七、三〇〇円」を「一七、 を「一、六00円」に、「一三、八00円」を「一四、000円」 を「二、六00円」に、「三二、八00円」を「三三、三00円」に、「三九、 「六〇、五〇〇円」 ľĆ を 〇〇〇円」を「三七、五〇〇円」に、 ゼ 一の二の項(2)中 を _ 二 七 Ó 七00」 四〇〇円」 七〇〇円」 ار を「六一、三〇〇円」 二、三六六、 Ę を ľ Q 六〇〇円」を「七、 친 000円」 五〇〇円」 | 00円 ľ 「五一、六〇〇円」を「五二、三〇〇円」 を 「七五、九〇〇円」 に改め、 극 五〇〇円」に、 七〇〇円」 を 칚 四〇四、 同項(3)イの表中 ĺĆ 100円 000円」 を「七七、 ĺĆ ار ゼ 四〇〇 ľ に改め 0 ţ

> (2) 中 補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者」 Ó 五 000円」を「二0、三00円」 同表七の項(1)中「又は」 Ó 000円」 を 五〇 を「若しくは」 000円」に改める。 ľ 「二五、四〇〇円」 に改め、 者 の下に「又は大規模な を「二五、 を加え、 八〇〇円

同項

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

定期発行日 每週月水金曜日